

武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方（第3版）

感染者の公表について

感染者の公表は保健所を所管する自治体は独自で行えますが、保健所を所管していない武蔵野市で感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表をすることになっています。このため、武蔵野市公式ホームページは東京都の公表を基に作成しています。

保健所は、都道府県、政令指定都市、特別区の他、中核市で設置でき、東京都の場合、東京都と特別区、八王子市、町田市が保健所を設置しています。武蔵野市を管轄する保健所は、東京都多摩府中保健所（以下「保健所」という。）となります。

東京都（以下「都」という。）においては、感染者の発生に際して、大都市の特性として居住地と医療機関所在地や勤務地等が異なる自治体にまたがることが多い点や、個人が特定されるリスクが高まり、公衆衛生上の対策に不可欠な感染経路の確認に支障が生じること、及び人権侵害の危険性が高まること等から、これまで居住地の公表は「都内」に統一され、感染者の居住地について市区町村単位での公表は行われておりませんでした。

しかし、都は都内感染者数が増加していること等を受けて、都民に対してより一層の注意喚起を図るため、令和2年4月1日から、市区町村別患者数の公表を始めました。

これを受けて武蔵野市（以下「市」という。）は、都が公表した市内の患者数等を市公式ホームページに掲載することといたしました。

なお、感染者が、市職員等や市が管理者である施設等で発生した場合は、次のとおり公表いたします。

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

① 市職員等が感染した場合

※ 市職員等とは、市職員、市立学校教職員及び市の財政援助出資団体の職員をいう。

② 市施設等で感染が発生した場合

※ 市施設等とは、市立施設のほか市の財政援助出資団体により運営を行う施設をいう。

③ 市が当該事業について指導監督権限を有している施設等で感染が発生した場合

例：認可保育所、介護保険施設等

④ 市が公表することにより、感染拡大防止に著しく寄与すると認められる場合

3 同意の原則

公表にあたっては、個人情報保護条例等の趣旨に鑑み、感染者及び事業者等のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、原則として感染者（未成年の場合は保護者）や関係者（以下「感染者等」という。）の同意を得た情報について公表する。

4 同意が得られない場合の特例

市内で同時期に、同一の場所（家庭内感染は除く。）で複数の感染者が発生し、濃厚接触者が特定できないなど、市民への感染拡大が強く懸念される場合、市は保健所等と協議のうえ、感染者等の同意が得られなくても、感染に関する情報を公表することがある。

5 公表内容

以下のうち、必要な情報を公表する。

- ① 感染者の年代、性別、居住地（都内・都外）など
- ② 感染者の症状・経過（行動歴等を含む。）など
- ③ 公衆衛生上の対策

6 公表の方法

以下のうち、必要な方法で情報を公表する。

- ① 市公式ホームページ
- ② プレスリリース
- ③ その他の方法

7 その他

- ① 公表にあたっては、濃厚接触の状況や感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、公表内容について個別に検討し判断する。
- ② 本考え方については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

以 上